

○東御市上下水道事業運営審議会条例

平成16年4月1日

条例第127号

(設置)

第1条 東御市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年東御市条例第155号）の規定に基づく水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理運営に関する事項について調査審議するため、東御市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 上下水道事業に係る使用料等に関する事項
- (2) 上下水道事業の管理運営に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は15人以内をもって組織し、委員は識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。